

○蕨市既存木造建築物耐震改修補助金交付要綱

平成20年3月10日要綱第19号

改正

平成22年3月31日要綱第25号

平成22年12月14日要綱第51号

平成24年5月22日要綱第30号

平成26年2月18日要綱第11号

平成26年5月20日要綱第45号

平成27年3月23日要綱第21号

平成29年3月23日要綱第23号

蕨市既存木造建築物耐震改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震災害による木造住宅の倒壊等の被害を防ぐため、蕨市内に存する木造住宅の所有者に対して当該建築物の耐震改修に要する費用の一部を補助することにより、安全な建築物の整備の促進を図り、もって地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(耐震改修)

第2条 補助の対象となる耐震改修は、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に定める建築士をいう。以下同じ。）の耐震診断（財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法による耐震診断をいう。以下同じ。）による安全性の総合評価が1.0未満の建築物について、当該総合評価が1.0以上になるように建築士が耐震改修の設計を行ったものとする。

(補助の対象となる建築物)

第3条 補助の対象となる建築物は、建築確認を取得し、昭和56年5月31日以前に着工された市内の木造住宅で、耐震診断による安全性の総合評価が1.0未満であり、倒壊の危険性があると判断された、地階を除く階数が2以下のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反して是正の指導を受けている住宅は、この要綱における補助対象建築物としない。

(耐震改修を行う者)

第4条 補助の対象となる耐震改修を施工する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）

第2条第3項に定める建設業者とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、補助の対象となる建築物の所有者とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 建築物1棟につき耐震改修に要した費用に100分の23を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。ただし、300,000円を限度とする。

(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修の実施前に耐震改修補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書等、補助の対象となる建築物の所有者及び建築年次が確認できるもの

(2) 建築士による耐震診断の結果報告書

(3) 建築士による耐震改修計画書等、耐震改修の内容がわかるもの(耐震補強後の耐震診断の総合評価、補強方法を示す設計図書等)

(4) 耐震改修工事の見積書(耐震補強に係る部分の見積り)

(5) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付適合通知等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請書等の審査その他必要な調査を行い、適合していると認め補助金交付額を決定したときは、耐震改修補助金交付適合通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。ただし、補助金交付額は、耐震改修費用の確定により変更する場合があるものとする。

2 市長は、前条の規定による申請書等の審査その他必要な調査を行い、適合しないと認めたときは、耐震改修補助金交付に適合しない旨の通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付適合の決定に当たり必要な条件を付することができる。

(耐震改修の着手)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、速やかに耐震改修に着手し、工事着手届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(申請内容等の変更)

第10条 補助対象者は、耐震改修の内容を変更しようとするときは、速やかに耐震改修変更届（様式第5号）に第7条各号に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、耐震改修を取り止めるときには、速やかに耐震改修補助金申請取止め届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による取下げがあったときは、第8条第1項に定める補助金交付額の決定がなかったものとする。

(完了報告)

第11条 補助対象者は、耐震改修の完了後速やかに耐震改修完了報告書（様式第7号）に、次に掲げる関係書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修工事費用内訳書
- (2) 耐震改修の内容がわかる工事状況写真
- (3) 耐震改修工事を行った建設業者の建設業許可証の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の規定による報告は、補助金の交付を申請した日の属する年度の1月31日までにしなければならない。

(補助金の交付額確定通知)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに審査し、現地確認の上、補助金の額を確定し、耐震改修補助金交付確定通知書（様式第8号）により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、耐震改修補助金交付請求書（様式第9号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、補助対象者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

3 第6条の規定にかかわらず、補助金の交付に当たっては、あらかじめ同条第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、補助対象者に対し、耐震改修補助金交付取消通知書（様式第10号）により通知するものとし、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、耐震改修補助金返還請求書（様式第11号）により期限を定めてその返還を求めることができる。

(市長の指導及び助言)

第15条 市長は、補助対象者に対して、この要綱の施行に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(補助金の額の特例)

2 蕨市既存木造建築物耐震改修補助金交付要綱の一部を改正する要綱（平成22年蕨市要綱第51号）の施行の日から平成23年3月31日までの間に交付適合の決定をした補助金に関する第6条第1号の規定の適用については、同号中「。ただし、300,000円」とあるのは「に300,000円を加算した額。ただし、600,000円」とする。

3 平成26年4月1日以後に補助金の交付適合を決定した耐震改修で、平成27年1月31日までに完了報告がされたものに係る第6条第1号の規定の適用については、同号中「。ただし、300,000円」とあるのは「に300,000円を加算した額。ただし、600,000円」と

する。

4 平成27年4月1日以後に補助金の交付適合を決定した耐震改修で、平成28年1月31日までに完了報告がされたものに係る第6条第1号の規定の適用については、同号中「。ただし、300,000円」とあるのは「に2を乗じて得た額。ただし、600,000円」とする。

5 平成29年4月1日以後に補助金の交付適合を決定した耐震改修で、市長が別に定める区域内において、平成30年1月31日までに完了報告がされたものに係る第6条第1号の規定の適用については、同号中「。ただし、300,000円」とあるのは「に300,000円を加算した額。ただし、600,000円」とする。

附 則（平成22年3月31日要綱第25号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月14日要綱第51号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年5月22日要綱第30号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第6条第1号の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年2月18日要綱第11号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年5月20日要綱第45号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第11条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付を申請した耐震改修に係る報告について適用し、同日前に補助金の交付を申請した耐震改修に係る報告については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月23日要綱第21号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日要綱第23号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。